最終更新日：2018年11月7日
株式会社よみうりランド
代表取締役社長　杉山美邦
問合せ先：総務部総務課　044-966-1131
証券コード：9671
http://www.yomiuriland.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社及び当社グループは、昭和２４年、当社の前身である株式会社川崎競馬倶楽部が「戦災復興」及び「大衆に娯楽の提供を」との願いを込めて設立されて以来、現在もこの「大衆に奉仕する精神」を受け継ぎ、総合レジャー・サービス事業を中心として堅実な経営を行ってきました。
当社及び当社グループの各事業はいずれも、創業以来お客様とともに成長・進化してきた各事業に関わる経験や専門知識を有する人材、当社が築き上げた信頼とそれに基づく取引先など様々なステークホルダーとの密接な関係、及び事業の基盤となる保有不動産等の経営資源の上に成立しており、これらの経営資源は、それぞれ永年に亘り培われたノウハウとブランドイメージを持ち、相互に機能することにより、更なる価値を生み出しています。また、「顧客第一主義」を掲げ、「既存事業の売上げ堅持とローコスト化」、「所有地の最大限有効活用」、「新規事業の積極開発と人材活用」の3つの改革を経営目標とし、収益及び資本効率の向上に努め、企業価値を高めることにより、顧客や株主をはじめとする関係者各位の信頼と期待に応えることを経営の基本方針としております。このためにも経営の透明性・公正性を明らかにするコーポレートガバナンス体制の構築は重要課題と考えております。
＜基本方針＞
（1）株主の権利を尊重するとともに平等性を確保する。
（2）株主以外のステークホルダーと適切に協働する。
（3）適切に会社の情報を開示し、透明性を確保する。
（4）取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を責務とする。
（5）会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－２－１】
当社は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう検討してまいります。

【補充原則４－１０－１】
当社は、任意の指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりません。今後、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための施策を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．政策保有株式】
政策保有株式につきましては、取引関係の強化・開拓や事業の円滑な推進を図ることができるかどうかを総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合は保有する方針です。なお、保有するに見合わないと判断される銘柄については売却方法の詳細を決定したうえで売却します。この方針に基づき、年1回、取締役会において保有の合理性を確認し、保有継続の可否判断を行います。有価証券報告書において全銘柄の株式数、貸借対照表計上額及び保有目的を開示しています。政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、議案を精査し、経営方針・戦略等を十分に尊重した上で、株主価値を著しく毀損しないかを基準に判断します。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社役員が当社と利益相反取引を行う場合は、取締役会規程に則り、取締役会の承認と当該取引の重要な事実の報告を義務づけております。また、これに当たらない場合であっても、当社が関連当事者と取引をするときは、重要な契約について、同規程に則り取締役会において決議するものとしております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、従業員への福利厚生の一環として確定給付企業年金制度を設けており、制度運営を行っております。運用にあたっては、専門性が必要となる事から、委託運用としており、当社が定めた年金資産の運用に関する基本方針に基づき、運用受託機関の選任を行うとともに、総務部、経理部で構成される検証チームが定期的に運用受託機関の評価を行うなどのモニタリングを適切に行い、必要とされる総合収益を確保するように努めております。

【原則３－１．情報開示の充実】
（1）当社グループの企業理念は、本報告書の「Ⅰ．１．基本的な考え方」に記載しております。
（2）当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「Ⅰ．１．基本的な考え方」に記載しております。
（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、本報告書の「Ⅱ．１．報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
（4）取締役候補は、経営に多様な価値観が反映されるよう、男女の区別なく幅広い見地から適任と判断した人物を、社外取締役・社外監査役が参加する取締役会で指名いたしております。また、監査役候補は、業務執行者からの独立性と公正不偏の態度を有する人物を、監査役会の同意を得て、社外取締役・社外監査役が参加する取締役会で指名いたしております。経営陣幹部の解任につきましては、職務遂行能力を著しく欠くなど不適任がある場合、職務執行に不正がある場合、または法令もしくは定款の重大な違反行為があった場合は解任することとしております。
（5）新任候補者並びに、社外取締役及び監査役候補者の選任理由は、株主総会に取締役及び監査役の選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。
「株主総会招集ご通知」は株主の皆さまにご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しております。

(http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news.html)

【補充原則4－1－1】(経営陣に対する委任の範囲)
当社取締役会は、会社法に規定される重要な業務執行を決定するほか、取締役会規程に則り、株主総会に関する事項、取締役等に関する事項、財務に関する事項、株式及び社債に関する事項、重要な業務に関する事項、その他社長が必要と認めた重要な事項につき決定をします。
また、取締役会は、常勤経営会議規程に則り、常勤取締役及び執行役員で構成される常勤経営会議に、取締役会の決定した経営基本方針に基づく全般的執行方針の決定、計画に関する重要事項の経営的監視、また、取締役会の追認を前提に、取締役会に付議することができない緊急事項の協議及び処理を委任しております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の独立性について、会社法及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い判断しております。

【補充原則4－11－1】(取締役会の構成及び取締役の選任)
取締役候補者を決定する際には、取締役会全体として、知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮して選定しております。なお、社外取締役全員が独立社外取締役であります。
また、定款上、取締役は14名以内としており、実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。

【補充原則4－11－2】(取締役・監査役の兼任状況)
当社は、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」に記載の事業報告や株主総会参考書類において開示しております。
(http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news.html)

【補充原則4－11－3】(取締役会全体の実効性)
社外取締役・社外監査役を含む全役員に対して実施した、取締役会の運営、議事内容などに関するアンケートの結果から、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

【補充原則4－14－2】(取締役・監査役に対するトレーニング)
当社は、業務執行取締役、常勤監査役が就任の際に、求められる役割と責務を理解するために必要な知識を得る機会として、外部機関によるセミナーへの参加等を実施しております。また、法改正や社会動向の変化などによる影響についても、適宜外部専門家による勉強会等を開催し、認識を深めております。
なお、現任の社外取締役及び社外監査役に対しては、いずれも豊富な経験と幅広い見識を有していることから、適宜会社の事業の現況等を中心に説明を行っております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
株主の皆さまとの建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針は以下の通りです。
(1)株主の皆さまとの対話全般を統括する者として、総務担当役員、広報担当役員、経理担当役員のほか、総務部長、広報部長、経理部長を指定しております。
(2)総務部が中心となり、広報部、経理部、経営企画室ほか関連部署と連携し、IRに関する情報を掌握しております。
(3)個別面談以外の対話として、適時開示規則に基づく情報を「適時開示情報伝達システム(TDnet)」、当社ホームページや報道機関を通じて速やかに開示するほか、それに該当しない情報についても、必要に応じて同様の対応をし、広く情報を開示しております。これらの情報に対する株主の皆さまからの問い合わせ等に対し、総務部、広報部、経理部が関係部署と連携し、合理的な範囲で対応しております。
(4)対話において把握された株主の皆さまからの意見・懸念は、総務部担当役員から代表取締役に適時報告するとともに、必要に応じ常勤経営会議、取締役会に報告いたします。
(5)インサイダー情報は、「インサイダー取引防止に関する規程」に則り、その取り扱いについて留意し、適切に管理いたします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社読売新聞グループ本社	1,250,803	14.97
日本テレビ放送網株式会社	1,124,210	13.46
株式会社東京ドーム	582,103	6.96
三井住友信託銀行株式会社	382,500	4.57
大成建設株式会社	285,200	3.41
京王電鉄株式会社	234,616	2.80
株式会社読売巨人軍	201,478	2.41
株式会社横浜銀行	163,127	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	153,500	1.83
オリンピア興業株式会社	127,841	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤奐	他の会社の出身者											
大久保好男	他の会社の出身者							○	○			
山口寿一	他の会社の出身者							○	○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤奐	○	―――	当該社外取締役は、京王電鉄株式会社相談役ですが、当社と同社との間に取引関係はなく、当社の自由な企業活動が制約されるおそれはないと考えます。当該社外取締役は、従前より客観的観点から当社の取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきたものであって今後も同様と考えられます。以上から、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外取締役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。

大久保好男	○	当該社外取締役は、過去において、当社の主要株主である株式会社読売新聞グループ本社（当時の商号株式会社読売新聞社）の業務執行者でありました。また、当社の主要株主であり、ホールの命名権などに関する取引先である日本テレビ放送網株式会社の業務執行者であります。	当社と主要株主である株式会社読売新聞グループ本社の間に直接の取引関係はなく、当社と日本テレビ放送網株式会社の間に取引関係はあるものの依存度は低く、当社とこれらの会社とは事業分野を異にすることから、当社の自由な企業活動が制約されるおそれはないと考えます。当社とこれらの会社との間には取締役の兼任関係があるものの、当社独自の経営判断が妨げられる状況にはありません。当該社外取締役は、従前より客観的観点から当社の取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきたものであって今後も同様と考えられます。以上から、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外取締役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。
山口寿一	○	当該社外取締役は、当社の主要株主である株式会社読売新聞グループ本社の業務執行者であります。また、野球場の賃貸などに関する取引先である株式会社読売巨人軍の業務執行者であります。	当社と主要株主である株式会社読売新聞グループ本社の間に直接の取引関係はなく、当社と株式会社読売巨人軍の間に取引関係はあるものの依存度は低く、当社とこれらの会社とは事業分野を異にすることから、当社の自由な企業活動が制約されるおそれはないと考えます。当社とこれらの会社の間には取締役の兼任関係があるものの、当社独自の経営判断が妨げられる状況にはありません。当該社外取締役は、従前より客観的観点から当社の取締役会の監督機能強化等の役割を担ってきたものであって今後も同様と考えられます。以上から、当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外取締役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定時株主総会終了後に開催する監査役会において、各々年間の監査計画について報告し、意見交換を行い、適切な監査を実施するための連携を確保しております。また、監査役は会計監査人の監査に対する立会い及び意見の聴取と会計監査報告書及び計算書類等の調査を行っております。
監査役は、内部監査室から内部監査計画、実施状況及び結果などについて報告を受けております。また、必要に応じて合同で監査を行うなど、連携体制を構築し監査の充実と効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱邦久	弁護士													
児玉幸治	他の会社の出身者													
岡田明重	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱邦久	○	―――	当該社外監査役は弁護士ですが、当社との間に顧問契約はありません。当該社外監査役は弁護士として企業法務に精通するとともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当該社外監査役が役員をつとめる各社との間に取引関係はなく、また、当該社外監査役は各社において業務執行者でなく、当社の自由な企業活動が制約されるおそれはないと考えます。当該社外監査役は従前より中立公正な立場から監査を行ってきたものであって、今後も同様と考えられます。以上から、当該社外監査役は一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外監査役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。
児玉幸治	○	―――	当該社外監査役は官庁出身であって産業界全般に精通し、上場企業他社の役員経験も豊富なことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当該社外監査役が役員をつとめる株式会社東京ドームとの間に野球観戦チケット等の取引関係があるものの依存度は低く、当該社外監査役は同社において業務執行者でありません。また、当該社外監査役が役員をつとめる一般財団法人機械システム振興協会との間に取引関係はありません。よって、当社の自由な企業活動が制約されるおそれはないと考えます。当該社外監査役は、従前より中立公正な立場から監査を行ってきたものであって、今後も同様と考えられます。以上から、当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外監査役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。

岡田明重	○	―――	当該社外監査役は金融機関において長年の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当該社外監査役が役員をつとめる各社との間に取引関係はなく、また、当該社外監査役は各社において業務執行者でなく、当社の自由な企業活動が制約されるおそれはないと考えます。当該社外監査役は、従前より中立公正な立場から監査を行ってきたものであって、今後も同様と考えられます。以上から、当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しました。なお、当該社外監査役は、「上場管理に関するガイドライン」に規定する一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事由に該当しないものと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、各取締役の役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案して取締役会で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当期(2017年4月1日～2018年3月31日)に支払った役員報酬の内容

取締役及び監査役の報酬等の額
　取締役　 350百万円(16名)
　監査役　　34百万円(4名)
　(うち社外役員28百万円　社外取締役4名、社外監査役3名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等につきましては、第82回定時株主総会で承認された報酬額の範囲内(取締役は年額4億2000万円以内、監査役は年額3600万円以内)において、当社の業績等を踏まえたうえで、各役員の役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案し、取締役は社外取締役･社外監査役が参加する取締役会で、監査役は監査役の協議でそれぞれ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会(監査役会)開催に際し、内容に応じて当社総務部より資料の事前配布、事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
関根達雄	最高顧問	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、経営その他事項に関する相談要請に応じて助言を行っております。	勤務形態:非常勤 報酬の有無:有	2018/6/21	―――
中保章	顧問	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、経営その他事項に関する相談要請に応じて助言を行っております。	勤務形態:非常勤 報酬の有無:有	2010/6/23	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2 名

その他の事項

当社は、取締役会決議により、当社が必要と認めた者を相談役・顧問等に選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、現在12名で構成され、その内3名は専門性を有した経営監督機能の高い社外取締役であり、重要事項の決定を行い業務の執行状況を監督する機関として位置付けております。また、企業の健全で持続的な成長を確保し、その職務執行について適法性及び妥当性の観点から監査するため監査役制度を採用しております。
代表取締役は取締役会の決定に従って業務執行に当たり、その監査・監督については、取締役会による監督ならびに監査役及び監査役会による監査を基本としています。取締役会で決定した経営基本方針に基づき全般的執行方針及び計画に関する重要な経営的監視を行うために、社内取締役、常勤監査役、執行役員で構成される常勤経営会議を、月2回開催しております。また、社内取締役、常勤監査役、執行役員、部長で構成された業務執行会議は、月1回開催され、各部門の具体的執行内容につき経営分析を行うとともに、実務的審議による改善策を検討しております。
また、代表取締役社長の直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、リスク評価、内部統制評価などモニタリング機能を高める体制としております。
監査役会は、取締役の職務執行について、適法性及び妥当性の観点から監査し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立を目的としております。監査方法は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、意見の開陳、助言、勧告を行うとともに、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から報告聴取、意見の交換、会計監査人との連携による監査立会い及び監査結果の聴取を行っております。
会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士の中村和臣氏、須山誠一郎氏が、会計監査業務を執行しました。
継続監査年数につきましては、2名ともに7年以内であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他15名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役12名のうち社外取締役が3名であり、当社の取締役会は業務執行に対する十分な監督機能を有しているものと認識しております。また、監査役4名のうち3名は社外監査役であり、客観性及び中立性が確保されているなど、監視機能が発揮される体制が整っていることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めており、2018年6月21日に開催した第94回定時株主総会は、17日前である6月4日に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に参加いただけるよう、集中日を避けて日時を設定しています。第94回定時株主総会は6月21日に開催しております。
その他	株主様に当社の事業をより一層理解していただくため、株主総会の開会前に施設紹介を上映しております。 株主様に株主総会での報告事項・決議事項をより一層理解していただくため、事業報告等の内容をスクリーンでビジュアル化しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書をはじめ、株主優待など株式情報等を掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	コンプライアンス・マニュアルの作成により、従業員に対しステークホルダーの立場の尊重に係る取組み姿勢をより明確にしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等
1.当社の取締役の職務の執行は取締役会規程に基づくものとする。
2.当社の代表取締役社長の直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）全体におけるリスク評価、内部統制評価などモニタリング機能を高める体制とする。また内部監査室には内部通報制度の窓口機能を持たせ、職務遂行上において法令違反の疑いを感じた場合、当社及びその子会社の使用人において直接相談できる体制をとる。
3.取締役をはじめとした職務遂行におけるコンプライアンス体制は、当社グループ全体のコンプライアンス体制について定めるコンプライアンス規程に基づくものとし、コンプライアンス推進委員会の設置により、法令違反行為の予防に努める。また、外部顧問弁護士との連携による相談体制を確保するものとする。
4.反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループの会社組織を挙げて、警察等専門機関と連携する十分な体制を構築する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の文書管理規程、機密管理規程に基づき、保存・管理されるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
職務の執行に伴う危険の管理に関しては、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に基づき管理され、内部監査室がリスクの評価、対応策などを社長に提言する。社長は統括責任者としてリスク管理委員会にて検討し、対応方針を決めるものとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の業務分掌規程、職務権限規程に基づき効率的な職務の執行を行う。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1.当社の使用人の職務の執行は当社の規程に基づくものとする。
2.重要な職務の執行においては、常勤経営会議による判断・方針に沿うものとする。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
1.子会社の取締役その他これに相当する者（以下、取締役等という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の子会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を子会社に義務づける。
2.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
前記(3)の体制に準じる。
3.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の子会社管理規程及び子会社の規程に基づき効率的な職務の執行を行う。
4.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
前記(1)及び(5)の体制に準じる。
5.その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社の子会社管理規程に基づき適正な業務遂行を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役会は監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を置くことを求めた場合、補助使用人を置く。

(8) 当社の監査役の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人は当社及び当社の子会社の業務執行に係る役職を兼務しないものとし、その人事異動及び懲戒処分については、監査役全員の同意を得なければならないものとする。

(9) 当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は監査役の指揮命令に従ってその職務を行い、取締役はこれと異なる指示をすることができないものとする。

(10) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
1.当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実がある事項及び取締役の不正行為、法令・定款違反行為などを発見した場合、当社の監査役に報告する。
2.当社の内部監査室は、定期的に当社の監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理及び内部通報等の現状を報告する。

(11) 当社の監査役への報告等をした者が当該報告等をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1.前記(10)の報告等を行った者は当該報告等を行ったことを理由として不利な扱いを受けることがないものとし、当社はその旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
2.当社グループ全体の内部通報制度について定める内部通報規程及び当社グループのコンプライアンスマニュアルにおいて、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないことを明記する。

(12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査役が当社に対しその職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

(13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.監査役会によって作成される年度毎の監査計画書により、監査を実施する。
2.監査方法については、取締役会をはじめとする重要な会議への出席による意見の開陳、助言、勧告、重要な決算書類等の閲覧、取締役等から

の報告聴取、意見の交換等とする。また、外部の会計監査人との連携による監査立会い及び監査結果、内部監査の実施結果の聴取等、実効的な監査が行われる体制を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループの会社組織を挙げて、警察等専門機関と連携する十分な体制を構築することを基本方針としています。
整備状況としましては、反社会的勢力との取引の禁止を独立した項目として定めたコンプライアンスマニュアルを当社スタッフに配布し周知を図っております。また、コンプライアンス推進委員会を設け、各職場において日常的に周知徹底を図る体制を構築しております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2007年2月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「2007年プラン」といいます）を導入することに関して決議を行い、2007年6月27日開催の当社第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。その後、2007年プランは、所要の変更を行った上で継続され（以下、かかる変更後のプランを「2010年プラン」といいます）、2010年6月23日開催の当社第86回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいており、さらに、2010年プランは、所要の変更を行った上で継続され（以下、かかる変更後のプランを「2013年プラン」といいます）、2013年6月20日開催の当社第89回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。
2013年プランの有効期間は、2016年6月30日までとなっておりましたが、当社は、2013年プラン導入以後の法令及び金融商品取引所規則の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、2016年5月11日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続することを決定し、2016年6月23日開催の当社第92回定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを効力発生の条件とし、旧プランに所要の変更を行い、（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）第92回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。
なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」（参考URL: http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news.html）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報は、基本的な流れとして、事業活動を通じて総務部・経理部に集約されます。それらの会社情報に対して、情報取扱責任者（総務部担当役員）を中心に総務部・経理部でその概要等の信頼性・網羅性・正確性・妥当性について十分協議し、適時開示の要否を判断しております。適時開示が必要な会社情報として認識した場合、情報取扱責任者は、代表取締役社長へ報告した後、開示に関する承認手続を行います。
情報別の手続は下記のとおりであります。

決算に関する情報
　経理部が主体となり総務部と連携して情報を収集し、適時開示が必要な会社情報については、常勤経営会議に報告し取締役会で承認を得た後、情報取扱責任者が速やかに開示しております。

決定事実に関する情報
　総務部が主体となり経理部と連携して情報を収集し、適時開示が必要な会社情報については、常勤経営会議で承認を得た後、情報取扱責任者が速やかに開示しております。また、必要ある場合には取締役会の承認を得た後、開示しております。

発生事実に関する情報
　総務部が主体となり経理部と連携して情報を収集し、適時開示が必要な会社情報については、より迅速な対応を取るべく、情報取扱責任者が社長の承認を得た後、速やかに開示しております。なお、後日、常勤経営会議に開示内容を報告しております。

　また、開示情報の作成にあたって、監査役による内部監査の徹底や会計監査人による決算情報に対する監査、及び必要に応じて顧問弁護士等から指導を受けることにより、正確な情報を開示するよう努めております。

よみうりランドコーポレートガバナンス体制

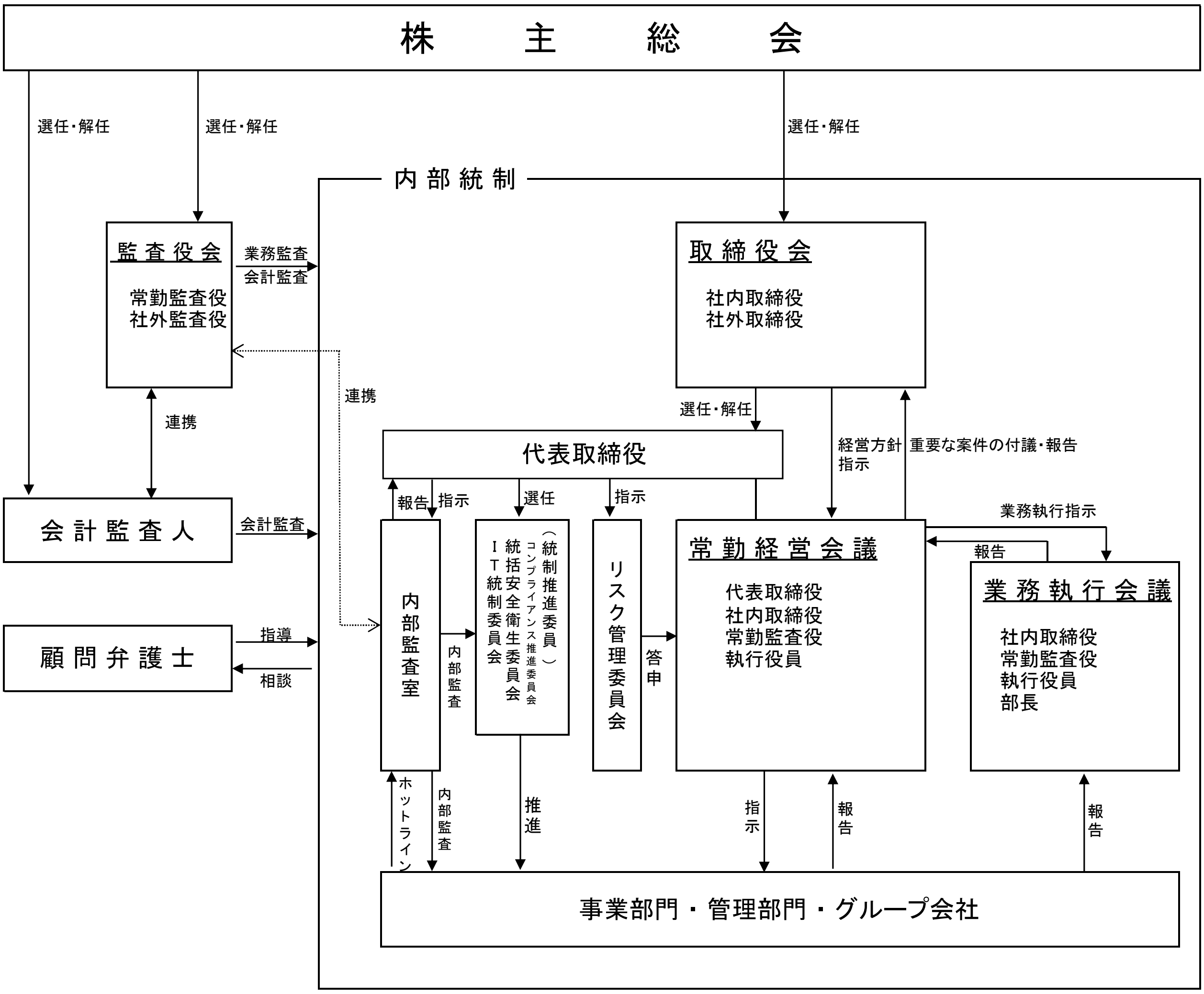

適時開示体制

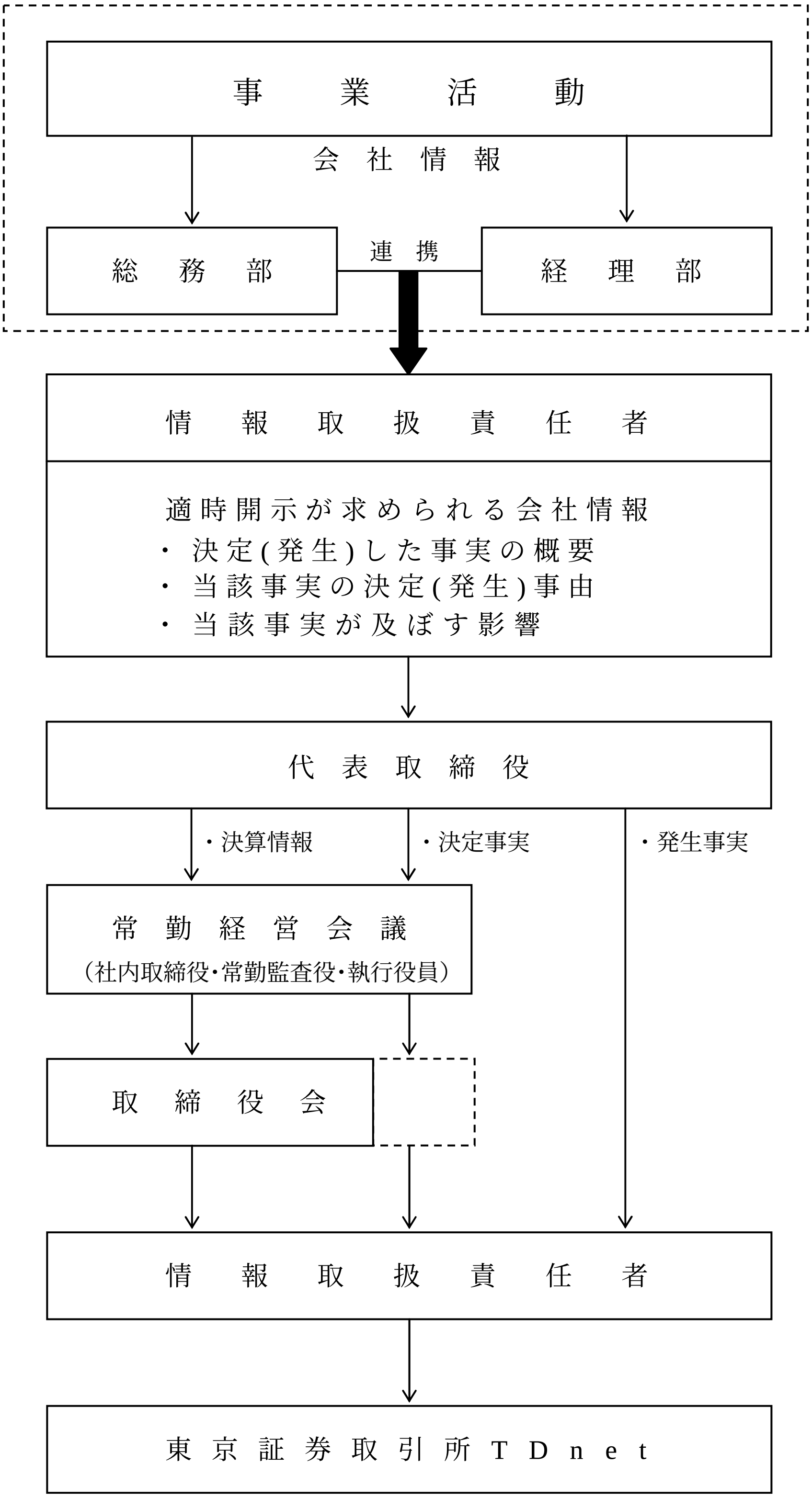
事　業　活　動
会　社　情　報
総　務　部
連　携
経　理　部
情　報　取　扱　責　任　者
適時開示が求められる会社情報
・決定(発生)した事実の概要
・当該事実の決定(発生)事由
・当該事実が及ぼす影響
代　表　取　締　役
・決算情報
・決定事実
・発生事実
常　勤　経　営　会　議
（社内取締役･常勤監査役･執行役員）
取　締　役　会
情　報　取　扱　責　任　者
東京証券取引所ＴＤｎｅｔ